

(仮称) 第4次鎌倉市総合計画
策定支援業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

鎌倉市共生共創部企画課

1 趣旨

本市は、平成8年（1996年）度から令和7年（2025年）度までを計画期間とした第3次鎌倉市総合計画（以下「現総合計画」という。）において基本構想を定め、将来都市像と6つの将来目標を掲げています。そして現在、令和2年（2020年）度から令和7年（2025年）度までを計画期間とした現総合計画第4期基本計画（以下「現基本計画」という。）において、基本構想の実現を目指し、施策を展開しているところです。

この度、現総合計画の終了に伴い、令和8年（2026年）度を始期とした新たな総合計画の策定を検討しています。

新たな総合計画の策定にあたっては、現総合計画及び現基本計画における課題・問題点を踏まえ、計画の枠組みを見直します。

また、本市は平成30年（2018年）6月にSDGs未来都市に選定され、特に先導的な取組として認められる事業が選定される自治体SDGsモデル事業を展開しており、現基本計画においても、持続可能な都市経営（自治体SDGs）の理念を掲げ、SDGsという世界共通のものさしを導入し、鎌倉市の立ち位置や状況を客観的に分析するとともに、市の施策とSDGsのターゲットを関連付けた施策体系を用いています。

そこで、新たな総合計画の策定にあたっては、激動する社会に柔軟に対応できる総合計画のあり方の見直しから始めるとともに、現状を分析した上で、将来を見据えた都市経営の柱となる概念や考えを盛り込み、社会情勢の変化が著しい今日の社会においても柔軟に対応できる総合計画とすることを目指します。

ついては、長期間の計画策定の必要性の検討を含め、適切な計画の在り方や都市経営に関連した広範にわたる基礎データの収集及び解析、市民意識の把握など、客観的かつ専門的な情報分析を行うとともに、柔軟に対応できる総合計画に盛り込むべき内容の提案を受ける必要があるため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者支援業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、事業者を選定するものです。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

（仮称）第4次鎌倉市総合計画策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「（仮称）第4次鎌倉市総合計画策定支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(3) 履行期限

令和8年（2026年）3月31日（火）

ただし、各成果物等の納期限は別紙仕様書「7 提出成果物」に定めるとおりとし、その他鎌倉市が求める際に報告を行うものとする。

(4) 事業費限度額

37,312,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 支払条件

業務完了後一括して支払うこととします。

3 委託事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

4 担当課

鎌倉市共生共創部企画課（担当：塩海）

所在地 〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号 鎌倉市役所本庁舎 2 階

電話 0467-23-3000 内線 2214

メールアドレス keiki@city.kamakura.kanagawa.jp

ホームページ URL <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp>

※ お問い合わせについては土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午、午後1時から5時まで受け付けています。

※ このプロポーザルは鎌倉市共生共創部企画課が実施しますが、委託業務の実施においては、共生共創部政策創造課との共同で事務を進めます。

5 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- (1) 令和5年（2023年）度、令和6年（2024年）度鎌倉市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年（1947年）政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく鎌倉市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) このプロポーザル方式実施の公告の日から委託業務契約締結の日までの間のいずれの日においても、鎌倉市入札指名停止等取扱基準（平成21年（2009年））の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年（2002年）法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年（1999年）法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (5) 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年（2011年）10月条例第11号）第2条第2号、第4号又は第5号に該当しないこと。
- (6) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。

6 全体スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は以下のとおりです。

内容	期間等
公募の開始	令和6年（2024年）1月17日（水）午前9時から市ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。
質問の受付 （電子メール）	令和6年（2024年）1月17日（水）午前9時から令和6年（2024年）1月24日（水）午後5時まで ※ メール送信後、鎌倉市役所企画課に送信確認の電話をしてください。 ※ 質問の回答は、令和6年（2024年）1月26日（金）までに市ホームページ上で公開します。
参加意向の表明 （電子メール）	令和6年（2024年）1月17日（水）午前9時から令和6年（2024年）1月31日（水）午後5時まで

提案書等の提出 (持参)	令和6年(2024年)2月1日(木)から令和6年(2024年)2月2日(金)までの午前9時から午後4時までに鎌倉市役所企画課に持参してください。
プレゼンテーション	令和6年(2024年)2月5日(月)又は6日(火)を予定
結果通知	令和6年(2024年)2月13日(火)の午後5時までに、プレゼンテーション参加事業者全員に審査の結果を電子メールにて通知します。

7 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票(様式1)(以下「様式1」という。)」を提出してください。

(1) 受付期間

令和6年(2024年)1月17日(水)午前9時から令和6年(2024年)1月24日(水)午後5時まで

(2) 提出方法

ア 「様式1」に必要事項を記入し、電子メールに添付して、鎌倉市役所企画課(メールアドレス:
keiki@city.kamakura.kanagawa.jp)へ提出してください。

イ 電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問(事業者名)」としてください。

ウ メール送信後、鎌倉市役所企画課に送信確認の電話をしてください。

エ 電子メール以外での質問(電話での問い合わせ等)については回答しません。

オ 送信する電子メール及び電子メールに添付する書類は、コンピュータウイルス対策処理を実施し送信してください。

(3) 回答

質問及びその回答の内容は、令和6年(2024年)1月26日(金)までに市ホームページ上にて公開します。

8 参加意向の表明

このプロポーザルへの参加意向を表明する場合は、「公募型プロポーザル参加意向表明書(様式2)(以下「様式2」という。)」を提出してください。

(1) 提出期間

令和6年(2024年)1月17日(水)午前9時から令和6年(2024年)1月31日(水)まで

(2) 提出書類・方法

ア 「様式2」に必要事項を記入し、電子メールに添付して、鎌倉市役所企画課(メールアドレス:
keiki@city.kamakura.kanagawa.jp)へ提出してください。

イ 電子メールの表題は、「プロポーザル参加意向(事業者名)」としてください。

9 参加申込み及び提案書類の提出

このプロポーザルに参加する場合は、「公募型プロポーザル参加届出書 兼 誓約書(様式3)(以下「様式3」という。)」及び9(2)の審査に必要な書類(以下「提出書類」という。)を提出してください。

提出がない場合、本プロポーザルへの参加は認められません。

なお、複数の事業者が共同して応募する場合は、代表事業者1者を選定し、代表事業者が様式3の作成及び提出書類の提出を行ってください。

(1) 提出期間

令和6年(2024年)2月1日(木)から令和6年(2024年)2月2日(金)までの午前9時から午後4時まで

(2) 提出書類

提出書類は以下のとおりです。

	提出書類	提出部数	注意事項
①	様式3	2部	様式3 ※ 代表者印を押印したもの
②	仕様書を踏まえた業務内容 提案書	11部	自由様式 ※ 提案内容はA4判(縦297mm×横210mm) で片面10ページ以内 ※ 提案内容のほか、 ・見積り金額 ・見積り金額積算根拠 ・業務工程表 を提案書の末尾に含めることとしてください。 (上記の3点は10ページの制限に含みません。)
③	仕様書「6 スケジュール」 提案書	11部	自由様式 ※ A4判(縦297mm×横210mm)で片面2ページ以内
④	業務経歴書	11部	指定様式による(様式4)
⑤	実施体制調書	11部	指定様式による(様式5-1)
⑥	配置予定者調書 (管理責任者・担当者)	11部	指定様式による(様式5-2)
⑦	見積書	2部	A4判(縦297mm×横210mm・任意様式) ※ 業務名称、消費税及び地方消費税を除いた価格 及び税込み価格を記載してください。
⑧	その他	2部	実績契約書の写し 会社概要等のパンフレット 法人登記履歴事項全部証明書

※ プレゼンテーション及び採点は匿名で実施しますので、②～⑥の提出資料11部のうち、2部には各資料1ページ目の右下に事業者名の記載をし、残り9部には事業者名を記載しないでください。また、内容から事業者が特定できるような記述を行わないようにしてください。

※ ②提案書については、要点を簡潔にまとめ、概略がわかるものとしてください。

※ ②～⑥の提出資料は、記載の順番にひとつにまとめ提出してください。

10 選考基準及び選考方法

(1) 選考基準

別紙「(仮称)第4次鎌倉市総合計画策定支援業務委託選考基準」(案)のとおりです。

(2) 選考方法

市で設置する選考委員会において事業者からの提案を評価・選考します。選考委員会において、各委

員の評価点と見積額の評価点を合計した得点の最も高い事業者を本業務の契約予定事業者として決定します。最高得点に同数が出た場合は見積額がより廉価であった事業者を優先交渉権者とし、さらに見積額が同額であった場合は、委員会の合議により決定します。なお、選考にあたっては最低基準を設けるものとし、その基準を上回ることを要件とします。また、参加事業者が1者の場合も選定を行います。

最低基準を満たさない提案を行った事業者とは契約を行わず、すべての企画提案が最低基準を満たさなかった場合、再度公募を行うものとし、

(3) プレゼンテーション実施日

令和6年(2024年)2月5日(月)又は6日(火)を予定

(4) プレゼンテーション会場等

日時及び場所等の詳細については別途電子メール等にて連絡します。

(5) プレゼンテーション出席者

3名以内。管理責任者・担当者となる方は必ず出席してください。

プレゼンテーションは、業務に従事する担当者が行ってください。

(6) プレゼンテーション時間等

10分間のプレゼンテーションの後(10分を過ぎましたら途中であっても終了とします。)、提出書類の内容等に関する質疑応答(20分程度)を行います。プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、担当課に事前に連絡し相談することとし、プロジェクター・スクリーンを除く機器については、参加事業者において用意し、持ち込むことを基本とします。

なお、プレゼンテーション開始時間・方法については、プロポーザル参加事業者数により変更することがあります。

11 結果の通知

選考結果については、令和6年(2024年)2月13日(火)の午後5時までに、プレゼンテーション参加事業者全員に審査の結果を電子メールにて通知します。

12 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「5 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員長が失格であると認めた場合

13 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めません。
- (3) 提出書類の「実施体制調書(様式5-1)」に記載する管理責任者及び担当者(以下「管理責任者等」という。)は、このプロポーザル方式実施の公告の日以前に参加事業者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとし、

また、鎌倉市と契約を締結する事業者は、予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任

者等の交代については死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない場合を除き、これを認めないものとします。

- (4) 鎌倉市と契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表（任意様式）」に記載する内容を基に鎌倉市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、鎌倉市の許可なく業務工程の変更はできないものとします。
- (5) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属します。ただし、鎌倉市がこのプロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (6) 提出された書類は返却しません。
- (7) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例（平成13年（2001年）9月条例第4号）に基づき提出書類を公開することがあります。
- (8) この委託業務の契約においては、契約書の作成を必要とします。当該契約書には、業務の全部を一括した再委託の禁止に関する定めを設けるものとします。
- (9) この実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年（1947年）法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年（1947年）政令第16号）、鎌倉市財務規則（平成7年（1995年）規則第34号）等関係法令の定めるところによります。